

# ＊北海道公報

発行 北 海 道  
編集 総務部人事局  
法制文書課  
電話 011-204-5035  
FAX 011-232-1385  
印刷 富士プリント㈱

## 目 次 ページ

### 条 例

|                                                   |    |
|---------------------------------------------------|----|
| ○北海道地域自殺対策緊急強化基金条例……………（障がい者保健福祉課）                | 1  |
| ○北海道森林整備加速化・林業再生基金条例……………（林業木材課）                  | 1  |
| ○北海道行政財産使用料条例の一部を改正する条例……………（総務部総務課）              | 2  |
| ○北海道税条例の一部を改正する条例……………（税務課）                       | 2  |
| ○特定工業等導入地区等における道税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例……………（税務課） | 6  |
| ○北海道総合政策部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例……………（総合政策部総務課）  | 6  |
| ○北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例……………（環境生活部総務課）  | 7  |
| ○北海道保健福祉部手数料条例の一部を改正する条例（保健福祉部総務課）                | 7  |
| ○北海道森林づくり条例の一部を改正する条例……………（水産林務部総務課）              | 8  |
| ○租税特別措置法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例……………（建設部総務課）        | 8  |
| ○北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例……………（建設部総務課）               | 8  |
| ○北海道教育委員会の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例……………（教育庁総務課）    | 10 |

### 条 例

北海道地域自殺対策緊急強化基金条例をここに公布する。

平成21年 7 月10日

北海道知事 高 橋 はるみ

#### 北海道条例第63号

北海道地域自殺対策緊急強化基金条例

（設置）

第1条 国から交付される地域自殺対策緊急強化交付金を積み立て、地域の実情に応じ、北海道における自殺対策を緊急に強化するため、北海道地域自殺対策緊急強化基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立額）

第2条 基金に積み立てる額は、予算において定める額とする。

（基金の使用）

第3条 基金は、第1条に規定する目的を達成するための事業に必要な経費に充てる場合に限り、これを使用することができる。

2 前項の規定により基金を使用する場合は、その金額を一般会計の歳入に繰り出し、その歳出として支出するものとする。

（現金の管理）

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用益金の処理）

第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

（繰替運用等）

第6条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は一般会計の歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

（知事への委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、平成24年 3 月31日限り、その効力を失う。

北海道森林整備加速化・林業再生基金条例をここに公布する。

平成21年 7 月10日

北海道知事 高 橋 はるみ

## 北海道条例第64号

北海道森林整備加速化・林業再生基金条例

（設置）

第1条 国から交付される森林整備加速化・林業再生事業費補助金等を積み立て、間伐その他の森林整備の加速化及び間伐材等を活用した地域の林業・木材産業等の再生を図るため、北海道森林整備加速化・林業再生基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立額）

第2条 基金に積み立てる額は、予算において定める額とする。

（基金の使用）

第3条 基金は、第1条に規定する目的を達成するための事業に必要な経費に充てる場合に限り、これを使用することができる。

2 前項の規定により基金を使用する場合は、その金額を一般会計の歳入に繰り出し、その歳出として支出するものとする。

（現金の管理）

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用益金の処理）

第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

（繰替運用等）

第6条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は一般会計の歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

（知事への委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

## 附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。

北海道行政財産使用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年7月10日

北海道知事 高 橋 はるみ

## 北海道条例第65号

北海道行政財産使用料条例の一部を改正する条例

北海道行政財産使用料条例（昭和39年北海道条例第29号）の一部を次のように改正する。

第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

（運転免許試験場のコースの特例）

第9条 第5条の規定にかかわらず、運転免許試験場のコース（道路交通法（昭和35年法律第105号）第97条第1項第2号の規定による技能試験のための施設をいう。）の使用許可（運転の練習に係るものに限る。）に係る使用料は、別表第3に定める額とする。

2 前項の使用料は、北海道収入証紙で納めなければならない。

別表に次の1表を加える。

別表第3（第9条関係）

| 区 分                      | 使 用 料         |
|--------------------------|---------------|
| 大型自動車、中型自動車及び大型特殊自動車     | 1台30分につき 810円 |
| 普通自動車                    | 1台30分につき 700円 |
| 大型自動二輪車、普通自動二輪車及び原動機付自転車 | 1台30分につき 580円 |

## 備考

- この表中の用語の意義は、道路交通法における用語の意義によるものとする。
- 使用時間が30分未満であるとき又は使用時間に30分未満の端数の時間があるときは、当該時間については、30分として計算するものとする。

## 附 則

この条例は、平成21年10月1日から施行する。

北海道税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年 7 月10日

北海道知事 高 橋 はるみ

## 北海道条例第66号

### 北海道税条例の一部を改正する条例

北海道税条例（昭和25年北海道条例第56号）の一部を次のように改正する。

第44条の10の6の見出し中「農地保有合理化事業に係る」を「農地保有合理化法人等の」に改め、同条第1項中「第4条第2項に規定する農地保有合理化法人が、同項第1号」を「第8条第1項又は第11条の12に規定する農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体（以下この条及び次条において「農地保有合理化法人等」という。）が、同法第4条第2項第1号」に、「当該農地保有合理化法人」を「当該農地保有合理化法人等」に改め、同条第4項中「当該農地保有合理化法人」を「当該農地保有合理化法人等」に改める。

第44条の10の7第2項中「農業経営基盤強化促進法第4条第2項に規定する農地保有合理化法人」を「農地保有合理化法人等」に、「当該農地保有合理化法人」を「当該農地保有合理化法人等」に改め、同条第5項中「当該農地保有合理化法人」を「当該農地保有合理化法人等」に改める。

第44条の10の9第1項中「第2条第7項」を「第2条第3項」に改める。

第47条第2項中「（政令で定める）を」（政令第42条に規定する）に、「その他政令で定める」を「その他政令第42条の2に規定する」に改める。

第48条第3項中「前条第2項の政令で定める」を「政令第42条の2に規定する」に改める。

第49条第2項中「総務省令で定める」を「総務省令第8条の14に規定する」に改め、同項第2号中「者で政令で定める」を「者で政令第42条の5第1項において読み替えて準用する政令第5条第1項に規定する」に、「取得で政令で定める」を「取得で政令第42条の5第2項に規定する」に改める。

第53条中「総務省令で定める様式」を「総務省令第16号の9様式」に改め、同条第3号中「総務省令で定める自動車」を「総務省令第8条の16に規定する自動車」に、「総務省令で定める日」を「総務省令第8条の17に規定する日」に改める。

第56条中「総務省令で定める様式」を「総務省令第16号の9様式」に改める。

第58条第1項及び第3項中「総務省令で定める」を「総務省令第8条の19に規

定する」に改める。

第61条第6項中「政令で定めるところ」を「政令第43条の2の規定」に改める。

第61条の2第2項中「政令で定める」を「政令第43条の3に規定する」に改める。

第61条の3第1項中「政令で定める」を「政令第43条の5に規定する」に改める。

第61条の5中「政令で定める石油化学製品」を「政令第43条の6に規定する石油化学製品」に、「政令で定める用途」を「同条に規定する用途」に改める。

第61条の9第1項中「総務省令で定める様式」を「総務省令第16号の10様式」に改め、同条第3項中「総務省令で定めるところ」を「総務省令第8条の37の規定」に改める。

第61条の11第1項中「政令で定めるところ」を「政令第43条の15第1項の規定」に、「政令で定める届出書」を「政令第43条の15第13項の届出書」に改め、同条第3項中「政令で定める」を「政令第43条の15第15項に規定する」に改め、同条第5項中「、車両」を削り、「総務省令で定める」を「総務省令第8条の38第2項に規定する」に改め、同条第6項中「、知事が免税軽油使用者証の交付を受けた者ごとに」を削り、「3年を超えない範囲内において定める」を「起算して3年を超えない範囲内において免税軽油使用者証の交付を受けた者ごとに知事が定める期間を経過する日までとする」に改める。

第61条の12第1項中「前条第1項の規定によりあらかじめ交付を受けている」を削り、同条第4項中「政令で定める」を「政令第43条の15第9項の」に改め、同条第6項中「政令で定める」を「政令第43条の15第16項に規定する」に改め、同条第10項中「から」の次に「起算して」を加える。

第61条の13（見出しを含む。）中「政令で定める」を「政令第43条の15第13項の」に改める。

第61条の14第1項中「総務省令で定める」を「総務省令第8条の39第1項に規定する」に改める。

附則第5条の4の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（個人の道民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付し、同条第1項中「この条」の次に「及び次条」を加え、同項第3号中「、第41条の19の2若しくは第41条の19の3」を「若しくは第41条の19の2から第41条の19の5まで」に改め、同条第3項中「（道民

税の納税通知書が送達された後に道府県民税住宅借入金等特別税額控除申告書が提出された場合において、当該納税通知書が送達される時までに道府県民税住宅借入金等特別税額控除申告書が提出されなかったことについて、市町村長においてやむを得ない理由があると認めるときを含む。）を削り、同条の次に次の1条を加える。

**第5条の4の2** 平成22年度から平成35年度までの各年度分の個人の道民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成25年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、第1号に掲げる金額から第2号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）の5分の2に相当する金額（以下この項において「控除額」という。）を、当該納税義務者の第26条及び第26条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第89条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額の100分の2に相当する金額（当該金額が3万9,000円を超える場合には、3万9,000円。以下この項において「控除限度額」という。）を超えるときは、当該控除額は、当該控除限度額に相当する金額とする。

- (1) 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第41条第2項若しくは第5項若しくは第41条の2又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第16条第1項から第3項までの規定を適用して計算した租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額（平成19年又は平成20年の居住年に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとしてこれらの規定を適用して計算した同項に規定する住宅借入金等特別税額控除額）
- (2) 当該納税義務者の前年分の所得税の額（同年分の所得税について、租税特別措置法第41条、第41条の2の2、第41条の18若しくは第41条の19の2から第41条の19の5まで、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第2条又は所得税法第95条の規定の適用があった場合には、これらの規定の適用がなかったものとして計算した金額）

2 前項の規定は、次に掲げる場合に限り適用する。

- (1) 前項の規定の適用を受けようとする年度分の法第45条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において道民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された法第45条の3第1項の確定申告書を含む。）に租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認める場合を含む。）

- (2) 前号に掲げる場合のほか、前項の規定の適用を受けようとする年度の初日の属する年の1月1日現在において法第317条の6第1項の規定によって給与支払報告書を提出する義務がある者から法第45条の2第1項に規定する給与の支払を受けている者であって、前年中において給与所得以外の所得を有しなかったものが、前年分の所得税につき租税特別措置法第41条の2の2の規定の適用を受けている場合

3 第1項の規定の適用がある場合における第27条及び第27条の2の規定の適用については、第27条中「前3条」とあるのは「前3条及び附則第5条の4の2第1項」と、第27条の2中「第26条から前条まで」とあるのは「第26条から前条まで及び附則第5条の4の2第1項」とする。

附則第6条第2項中「附則第5条の4第1項」の次に「、附則第5条の4の2第1項」を加える。

附則第7条の4第5項中「産業活力再生特別措置法」を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に改め、「、同法第8条第2項に規定する認定共同事業再編計画」を削り、「第10条第2項」を「第8条第2項」に改め、「同法第12条第2項に規定する認定技術活用事業革新計画又は」を削り、「第14条第2項」を「第10条第2項」に改め、「認定経営資源融合計画」の次に「、同法第12条第2項に規定する認定資源生産性革新計画又は同法第39条の3第3項に規定する認定中小企業承継事業再生計画」を加え、「総務省令で定める」を「総務省令附則第3条の2の27に規定する」に改める。

附則第7条の7中「の農地保有合理化法人」を「に規定する農地保有合理化法人等」に、「平成元年度」を「平成21年度」に、「平成元年4月1日」を「農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）の施行の日」に改める。

附則第8条第4項中「第4条第9項」を「第4条第10項」に、「同条第10項」を「同条第11項」に改める。

附則第8条の2の3第3項第1号中「もので総務省令で定める」を「もので総務省令附則第4条の4第2項に規定する」に改め、同号ア中「総務省令で定める」を「総務省令附則第4条の4第3項に規定する」に改め、同号ウ中「総務省令で定める」を「総務省令附則第4条の4第4項に規定する」に改め、同条第4項中「総務省令で定める」を「総務省令附則第4条の4第5項に規定する」に改め、同条第5項中「自動車で総務省令で定める」を「自動車で総務省令附則第4条の4第6項に規定する」に改め、同項第1号中「排出ガス保安基準で総務省令で定める」を「排出ガス保安基準で総務省令附則第4条の4第7項に規定する」に、「もので総務省令で定める」を「もので同条第8項に規定する」に改め、同項第2号中「排出ガス保安基準で総務省令で定める」を「排出ガス保安基準で総務省令附則第4条の4第9項に規定する」に、「もので総務省令で定める」を「もので同条第10項に規定する」に改め、同条第6項中「総務省令で定める」を「総務省令附則第4条の4第11項に規定する」に改め、同条第7項中「その他の総務省令で定める」を「その他の総務省令附則第4条の4第12項に規定する」に、「資するもので総務省令で定める」を「資するもので総務省令附則第4条の4第13項に規定する」に改め、同項第1号中「もので総務省令で定める」を「もので総務省令附則第4条の4第14項に規定する」に改め、同号ア中「総務省令で定める」を「総務省令附則第4条の4第15項に規定する」に改め、同項第2号中「もので総務省令で定める」を「もので総務省令附則第4条の4第16項に規定する」に改め、同号ア中「総務省令で定める」を「総務省令附則第4条の4第17項に規定する」に改め、同条第8項第1号中「総務省令で定めるものに」を「総務省令附則第4条の4第18項に規定するものに」に、「もので総務省令で定める」を「もので同条第19項に規定する」に改め、同項第2号中「総務省令で定めるものに」を「総務省令附則第4条の4第20項に規定するものに」に、「もので総務省令で定める」を「もので同条第21項に規定する」に改め、同項第3号中「総務省令で定めるものの」を「総務省令附則第4条の4第22項に規定するものの」に、「総務省令で定めるものに」を「総務省令附則第4条の4第23項に規定するものに」に改め、同条第10項中「値で総務省令で定める」を「値で総務省令附則第4条の4第24項に規定する」に、「もので総務省令で定める」を「もので同条第25項に規

定する」に改め、同条第11項中「総務省令で定める」を「総務省令附則第4条の4第26項に規定する」に改める。

附則第8条の2の5第1項第2号中「政令で定める」を「政令附則第10条の2の2第1項に規定する」に改め、同項第3号中「政令で定める者」を「政令附則第10条の2の2第2項に規定する者」に、「これらの車両に類するもので政令で定めるもの（日本貨物鉄道株式会社にあつては、政令で定める機械を含む。）」を「同条第3項に規定する機械」に改め、同項第4号中「政令で定める者」を「政令附則第10条の2の2第4項に規定する者」に、「政令で定める機械」を「同条第5項に規定する機械」に改め、同項第5号中「政令で定める事業」を「政令附則第10条の2の2第6項に規定する事業」に、「政令で定める用途」を「同項に規定する用途」に改め、同条第2項中「第61条の12第1項」を「同条第5項中「又は設備」とあるのは「、車両又は設備」と、同条第6項中「経過する日」とあるのは「経過する日（当該経過する日が平成24年3月31日以後に到来する場合には、同日）」と、第61条の12第1項」に改める。

附則第8条の4第3項中「総務省令で定める」を「総務省令附則第5条の2第3項に規定する」に改める。

附則第9条の4の3第3項第3号中「、附則第5条の4第1項」の次に「、附則第5条の4の2第1項」を加え、「第26条の3第1項後段」を「第26条の3第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第9条の4の3第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、同項後段」に、「及び附則第5条の4第1項」を「、附則第5条の4第1項及び附則第5条の4の2第1項」に改める。

附則第9条の5第3項第3号中「、附則第5条の4第1項」の次に「、附則第5条の4の2第1項」を加え、「及び附則第5条の4第1項」を「、附則第5条の4第1項及び附則第5条の4の2第1項」に改める。

附則第10条第1項中「第35条第1項」の次に「、第35条の2第1項」を加え、同条第3項第3号中「、附則第5条の4第1項」の次に「、附則第5条の4の2第1項」を加え、「及び附則第5条の4第1項」を「、附則第5条の4第1項及び附則第5条の4の2第1項」に改める。

附則第10条の2第2項中「第17号」を「第16号」に改め、同条第3項中「第35条」を「第35条の2」に、「第37条の9の4」を「第37条の9の5」に改め、同

条第4項中「第17号」を「第16号」に改める。

附則第11条第4項第3号中「、附則第5条の4第1項」の次に「、附則第5条の4の2第1項」を加え、「及び附則第5条の4第1項」を「、附則第5条の4第1項及び附則第5条の4の2第1項」に改める。

附則第12条第2項中「第37条の10第4項」を「第4条の4第3項、第37条の10第4項」に改め、同条第4項第3号中「、附則第5条の4第1項」の次に「、附則第5条の4の2第1項」を加え、「及び附則第5条の4第1項」を「、附則第5条の4第1項及び附則第5条の4の2第1項」に改める。

附則第12条の3第1項中「事業所得又は」を「事業所得、譲渡所得又は」に、「事業所得及び」を「事業所得、譲渡所得及び」に、「金額及び」を「金額、譲渡所得の金額及び」に改め、同条第2項第1号中「第41条の14第2項第2号」を「第41条の14第2項第3号」に改め、同項第3号中「、附則第5条の4第1項」の次に「、附則第5条の4の2第1項」を加え、「及び附則第5条の4第1項」を「、附則第5条の4第1項及び附則第5条の4の2第1項」に改める。

#### 附 則

1 この条例は、平成22年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第47条第2項、第48条第3項、第49条第2項、第53条、第56条、第58条第1項及び第3項、第61条第6項、第61条の2第2項、第61条の3第1項、第61条の5、第61条の9、第61条の11、第61条の12、第61条の13（見出しを含む。）並びに第61条の14第1項の改正規定並びに附則第7条の4第5項の改正規定（「総務省令で定める」を「総務省令附則第3条の2の27に規定する」に改める部分に限る。）並びに附則第8条の2の3、附則第8条の2の5及び附則第8条の4第3項の改正規定 公布の日

(2) 附則第5条の4第1項第3号及び第3項、附則第10条第1項、附則第10条の2並びに附則第12条第2項の改正規定並びに次項の規定 平成22年4月1日

(3) 附則第12条の3第1項及び第2項第1号の改正規定 平成23年1月1日

(4) 附則第7条の4第5項の改正規定（「総務省令で定める」を「総務省令附則第3条の2の27に規定する」に改める部分を除く。） 我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法

律（平成21年法律第29号）の施行の日

- (5) 第44条の10の6、第44条の10の7及び第44条の10の9第1項の改正規定並びに附則第7条の7及び附則第8条第4項の改正規定並びに附則第3項の規定 農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）の施行の日
- 2 この条例による改正後の北海道税条例附則第5条の4第3項の規定は、平成22年度以後の年度分の個人の道民税について適用し、平成21年度分までの個人の道民税に係る同項に規定する道府県民税住宅借入金等特別税額控除申告書の提出については、なお従前の例による。
- 3 附則第1項第5号に定める日前のこの条例による改正前の北海道税条例第44条の10の6第1項及び第4項、第44条の10の7第2項及び第5項並びに附則第7条の7に規定する不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

特定工業等導入地区等における道税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年7月10日

北海道知事 高 橋 はるみ

#### 北海道条例第67号

特定工業等導入地区等における道税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例

特定工業等導入地区等における道税の課税の特例に関する条例（昭和60年北海道条例第7号）の一部を次のように改正する。

附則第10項中「平成21年3月31日」を「平成23年3月31日」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の特定工業等導入地区等における道税の課税の特例に関する条例附則第10項の規定は、平成21年4月1日から適用する。

北海道総合政策部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年7月10日

## 北海道条例第68号

北海道総合政策部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例  
北海道総合政策部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表2の項中「上湧別町」を「湧 別 町」に改める。

### 附 則

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前にこの条例による改正後の北海道総合政策部の事務処理の特例に関する条例別表2の項の左欄に掲げる事務に係る旅券法（昭和26年法律第267号）及び旅券法施行規則（平成元年外務省令第11号）の規定により知事に対してなされた申請その他の行為に係る事務の処理については、なお従前の例による。

北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年7月10日

北海道知事 高 橋 はるみ

## 北海道条例第69号

北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例  
北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第6及び別表第8中「上湧別町」を「湧別町」に改める。

### 附 則

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。
- 2 この条例の施行の際北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例別表第1の4の4の項の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令及び規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては湧別町長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後に

おける法令等の適用については、湧別町長のした処分その他の行為又は湧別町長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

北海道保健福祉部手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年7月10日

北海道知事 高 橋 はるみ

## 北海道条例第70号

北海道保健福祉部手数料条例の一部を改正する条例

北海道保健福祉部手数料条例（平成12年北海道条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表100の項中「歯科技工士試験の」を「歯科技工士国家試験の」に、「歯科技工士試験手数料」を「歯科技工士国家試験手数料」に改め、同表101の項中「歯科技工士試験合格証明書」を「歯科技工士国家試験合格証明書」に、「歯科技工士試験合格証明書交付手数料」を「歯科技工士国家試験合格証明書交付手数料」に改め、同表168の項中「第115条の29第2項」を「第115条の35第2項」に改め、同項第3欄ア中「31,800円」を「21,200円」に改め、同欄イ中「47,800円」を「29,200円」に改め、同項摘要欄ア中「47,800円」を「29,200円」に改め、同欄アの(ア)中「及び介護予防訪問介護」を「、夜間対応型訪問介護又は介護予防訪問介護のうち2以上の介護サービス」に改め、同欄アの(ウ)中「及び介護予防訪問看護」を「、指定療養通所介護（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第105条の2に規定する指定療養通所介護をいう。以下この項において同じ。）又は介護予防訪問看護のうち2以上の介護サービス」に改め、同欄アの(カ)中「及び介護予防通所リハビリテーション」を「、指定療養通所介護又は介護予防通所リハビリテーションのうち2以上の介護サービス」に改め、同欄ア中(ス)を(セ)とし、(シ)の次に次のように加える。

(ス) 適合高齢者専用賃貸住宅において提供される特定施設入居者生活介護、適合高齢者専用賃貸住宅において提供される地域密着型特定施設入居者生活介護又は適合高齢者専用賃貸住宅において提供される介護予防特定施設入居者生活介護のうち2以上の介護

## サービス

別表168の項摘要欄アに次のように加える。

- (ソ) 小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護
- (タ) 認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護

別表169の項中「第115条の29第3項」を「第115条の35第3項」に、「10,200円」を「9,700円」に、「前項摘要欄アの(ア)から(ス)まで」を「前項摘要欄アの(ア)から(タ)まで」に改める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表100の項及び101の項の改正規定は、平成21年9月1日から施行する。

北海道森林づくり条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年7月10日

北海道知事 高 橋 はるみ

## 北海道条例第71号

北海道森林づくり条例の一部を改正する条例

北海道森林づくり条例（平成14年北海道条例第4号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3章 北海道森林づくり審議会（第22条－第29条）」を削る。

第9条第6項中「北海道森林づくり審議会」を「森林法（昭和26年法律第249号）第68条第1項の規定により設置された北海道森林審議会」に改める。

第3章を削る。

## 附 則

- 1 この条例は、平成21年9月11日から施行する。
- 2 この条例の施行の日の前日において、この条例による改正前の北海道森林づくり条例第25条第1項の規定により北海道森林づくり審議会の委員に任命されている者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、その日に満了する。

租税特別措置法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成21年7月10日

北海道知事 高 橋 はるみ

## 北海道条例第72号

租税特別措置法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

（北海道建設部手数料条例の一部改正）

第1条 北海道建設部手数料条例（平成12年北海道条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表64の項中「第31条の2第2項第15号ハ、第62条の3第4項第15号ハ」を「第31条の2第2項第14号ハ、第62条の3第4項第14号ハ」に改める。

（北海道建設部の事務処理の特例に関する条例の一部改正）

第2条 北海道建設部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1の6の項(1)中「第31条の2第2項第15号ハ、第62条の3第4項第15号ハ」を「第31条の2第2項第14号ハ、第62条の3第4項第14号ハ」に改め、同表の7の項(1)中「第31条の2第2項第16号ニ、第62条の3第4項第16号ニ」を「第31条の2第2項第15号ニ、第62条の3第4項第15号ニ」に改める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年7月10日

北海道知事 高 橋 はるみ

## 北海道条例第73号

北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例

北海道建設部手数料条例（平成12年北海道条例第23号）の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「91の項」を「92の項」に改め、同条に次の1号を加える。

(4) 別表92の項に掲げる事務（構造計算適合性判定に準ずる判定を行う場合に限る。）に係る手数料を徴収した場合において、長期優良住宅の普及の促進

に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第3項の規定による通知を受けた建築主事が構造計算適合性判定に準ずる判定を求めなかったとき。

別表90の項第3欄中「この項」の次に「及び92の項」を加え、同表に次のように加える。

|                                                                                |                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |           |
|--------------------------------------------------------------------------------|----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 92 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（以下この項において「法」という。）第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査 | 長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料 | <p>ア 住宅の建築に関する工事の着手予定時期及び完了予定時期並びに譲受人の決定の予定時期の変更のみの場合 1戸につき1,000円</p> <p>イ その他の場合 1戸につき、次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を当該申請及び当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る変更認定申請の総数で除して得た額（この額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）</p> <p>（ア）住宅の戸数が1戸のもの 34,000円（評価機関審査を受けた場合又は長期使用構造等の変更がない場合（以下この項において「評価機関審査を受</p> | 変更認定申請のとき |
|--------------------------------------------------------------------------------|----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|

けた場合等」という。）  
 にあっては、14,000円）  
 (イ) 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの 74,000円（評価機関審査を受けた場合等）にあっては、24,000円）  
 (ウ) 住宅の戸数が6戸以上10戸以内のもの 117,000円（評価機関審査を受けた場合等）にあっては、38,000円）  
 (エ) 住宅の戸数が11戸以上30戸以内のもの 221,000円（評価機関審査を受けた場合等）にあっては、58,000円）  
 (オ) 住宅の戸数が31戸以上50戸以内のもの 394,000円（評価機関審査を受けた場合等）にあっては、95,000円）  
 (カ) 住宅の戸数が51戸以上100戸以内のもの 674,000円（評価機関審査を受けた場合等）にあっては、150,000円）  
 (キ) 住宅の戸数が101戸以上200戸以内のもの 1,230,000円（評価機関

|                                                                                                      |                                                          |                                                                                                                                                                                                 |               |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
|                                                                                                      |                                                          | 審査を受けた場合等に<br>あつては、250,000円)<br>(ク) 住宅の戸数が201戸以<br>上300戸以内のもの<br>1,740,000円（評価機関<br>審査を受けた場合等に<br>あつては、312,000円)<br>(ケ) 住宅の戸数が301戸以<br>上のもの 2,110,000円<br>（評価機関審査を受け<br>た場合等にあつては、<br>345,000円) |               |
|                                                                                                      |                                                          | (摘要)<br>法第8条第2項において準用する法第6条第2項の規<br>定による申出をする場合にあつては、この項に規定する<br>金額に8の項の規定により算定した金額を加算した金額<br>とする。この場合において、同項中「構造計算適合性判<br>定をしなければならない」とあるのは、「構造計算適合<br>性判定に準ずる判定を行う」と読み替えるものとする。               |               |
| 93 長期優良住宅の普及の<br>促進に関する法律第9条<br>第1項の規定に基づく譲<br>受人を決定した場合にお<br>ける認定長期優良住宅建<br>築等計画の変更の認定の<br>申請に対する審査 | 譲受人を決定<br>した場合にお<br>ける認定長期<br>優良住宅建築<br>等計画変更認<br>定申請手数料 | 1,800円                                                                                                                                                                                          | 変更認定<br>申請のとき |
| 94 長期優良住宅の普及の<br>促進に関する法律第10条<br>の規定に基づく長期優良<br>住宅建築等計画の認定を                                          | 長期優良住宅<br>建築等計画認<br>定地位承継承<br>認申請手数料                     | 1,800円                                                                                                                                                                                          | 承認申請<br>のとき   |

|                          |  |  |  |
|--------------------------|--|--|--|
| 受けた地位の承継の承認<br>の申請に対する審査 |  |  |  |
|--------------------------|--|--|--|

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

北海道教育委員会の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年 7月10日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第74号

北海道教育委員会の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例  
北海道教育委員会の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第123号）の一部を次のように改正する。

別表1の項及び5の項中「上湧別町」を「湧別町」に改める。

附 則

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

2 この条例の施行の際この条例による改正後の北海道教育委員会の事務処理の特例に関する条例別表1の項及び5の項の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令又は教育委員会規則（以下「法令等」という。）の規定により北海道教育委員会がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により北海道教育委員会に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては湧別町教育委員会が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、湧別町教育委員会のした処分その他の行為又は湧別町教育委員会に対してなされた申請その他の行為とみなす。